第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「第二号イからニまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ　教育及び文化の振興

ロ　福祉の増進及び医療の確保

ハ　環境の保全

ニ　水道及び工業用水道の整備

第二十九条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第三十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第三条の二第一項中「第三条第一号ル」を「第三条第一号ヲ」に、「同条第三号⑱及び㉜」を「同条第三号⑳及び㉞」に、「㉛」を「㉝」に改める。

（総合科学技術会議令の一部改正）

第二条　総合科学技術会議令（平成十二年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

総合科学技術・イノベーション会議令

第一条第一項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

（内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の廃止）

第三条　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）は、廃止する。

（内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令の一部改正）

第四条　内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令

本則中「第四条第三項第七号の四」を「第四条第三項第七号の六」に改める。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第五条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

（文部科学省組織令の一部改正）

第六条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第三号中「関すること（」の下に「内閣府並びに」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十五条第二号及び第三号中「関すること（」の下に「内閣府並びに」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十九条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第七十三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第七十四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
環境大臣　石原　伸晃

府令

○内閣府令第四十号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第十二号中「成田国際空港株式会社が徴収するもの」を「成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収するもの並びに空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づく保安料で旅行者が負担するもの」に改める。

別表一（第二条関係）の指定職の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等の欄中「総合科学技術会議の非常勤の議員（有識者）」を「総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）」に改め、同表の10級の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等の欄中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

別表三（第二条関係）の特定指定職在職者に相当するものの欄中「総合科学技術会議の非常勤の議員（有識者）」を「総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）」に改める。

附　則

この府令は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

○内閣府令第四十一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附　則

この府令は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。